当座勘定規定(あきぎんホームチェック)

ヨ座倒正規定(めささんかームナエック)	
改 正 後	現 行
当座預金(あきぎんホームチェック)(以下、「この預金」という。)は、	当座預金(あきぎんホームチェック)(以下、「この預金」という。)は、次
次の規定により取扱います。	の規定により取扱います。
第1条(当座勘定契約の成立)	第1条 (当座勘定への受入れ)
当行は、預金者からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を	(省略)
受け、これを承諾したときは、当該取引に係る契約が成立したものとしま	
<u>†</u>	
<u>第1条の2</u> (当座勘定への受入れ)	
(省 略)	
 第 15 条(届出事項の変更)	佐は な (日川東西の本東)
(省 略)	第 15 条(届出事項の変更)
(1 略) (2) 前項の届出の前に <u>、届出を行わなかったことにより</u> 生じた損害につい	(省略)
ては、当行は責任を負いません。	(2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (以 下 省 略)
(以下省略)	